

と 相続手続

明治時代に作られた民法が120年を経て初めて全般的に見直され、 2020年4月に改正民法が施行されることになりました。

民法という法律の内容は、財産についてのルールと家族についての

ルール、大きく2つに分けられます。

今回のセミナーでは、主に配偶者居住権の設定など、

相続実務において重要な、財産についてのルールの改正事項の解説や、

実際の手続き・必要な処理について税理士視点・司法書士視点で

ご説明いたします。

参加者全員に 民法改正の パンフレットを 配布いたします!

今回のセミナー講師

税理士法人 合同会計 資産税部

税理士 伊藤 明

協力いただく司法書士

泉司法総合事務所

司法書士 泉 純平

〒370-0045 高崎市東町172-20

☎027-323-3910



主催:税理士法人 合同会計 群馬県高崎市矢中町617-1

日時:令和2年4月9日(木) 14:00~16:00(受付:13:30より)

場所:(税)合同会計 研修センター 住所:群馬県高崎市矢中町617-1 TEL.027-347-0933

顧問先様への無料セミナーです。是非ご参加下さい!!

お申込みはFAXにて受付

FAX:027-347-2245

お申込みの際は恐れ入りますが、下記に必要事項をご記入の上FAXにて返信をお願い致します。			
貴社法人名/屋号		参加者名	
住所		参加者名	
電話番号		FAX	

担当者:(税)合同会計 監査第三事業部 酒井